

西原町放課後児童健全育成事業者選定に係る募集要領

1. 目的

本町では、放課後児童クラブの利用ニーズの増加に対応するため、指定区域内において、令和9年4月より新たに民間施設を用いた放課後児童健全育成事業を実施する最適な運営事業者の選定を目的とする。

2. 募集事業

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業

3. 事業内容

本要領で定める条件を満たした上で、事業者所有物件又は自ら確保した賃借物件において、放課後児童健全育成事業を実施し、施設(以下「放課後児童クラブ」という。)を運営する。

4. 応募要件

応募することができる事業者は、次の要件の全てを満たすこと。

- (1)法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施し、西原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月16日条例第30号。以下「条例」という。)、西原町放課後児童健全育成事業補助金交付要綱(平成14年6月28日要綱第17号。以下「要綱」という。)、その他関係法令を遵守して適正に運営できる者
- (2)令和8年度内に必要な物件を確保し、令和9年4月1日に放課後児童健全育成事業を開始することが可能である者
- (3)放課後児童健全育成事業を実施するために必要な設備や消耗品等を備え、毎年度の運営費に関し本町より放課後健全育成事業補助金の交付を受けるまでに必要な資金の調達が可能である者
- (4)児童福祉事業の経験を有し、良好な実績のある事業者
- (5)納付すべき税を滞納していない者
- (6)政治又は宗教活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (8)現在、運営している施設がある場合は、所官庁の監査・実施指導等で重大な指摘を受けていないこと。
- (9)労働関連法令に違反し、官公署等から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (10)会社更生法及び民事再生法等による手続き中でないこと。
- (11)本町の児童福祉行政について積極的に協力できる者
- (12)本要領に定めのない事項について、本町担当課の指示に従うこと。

5. 設置予定の放課後児童クラブ数

1クラブ

6. 施設の設置場所

- (1)原則として、西原町立坂田小学校及び西原町立西原東小学校に通う児童を受入れることができる区域に設置すること。
- (2)児童が過ごす場所として周辺の環境に安全面や治安の問題がないこと。
- (3)災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる場所であること。
- (4)敷地内または近隣に公園等の遊び場が確保できること。
- (5)学校及び近隣住民との良好な関係が確保できること。

※当公募に応募する予定であることを近隣住民や自治会に説明し、了解を得ていることが望ましい。

7. 運営の条件

- (1)開所時期
令和9年4月1日
- (2)定員
おおむね40人以下とする。
- (3)入所対象児童
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童
- (4)開所日及び開所時間
ア 小学校の授業の休業日は8時間以上とする。
イ 小学校の授業の休業日以外の日は3時間以上とする。
※開所時間は保護者ニーズを捉えた設定とし、年間250日以上の開所を原則とする。
- (5)施設整備、職員配置及び運営方法
放課後児童クラブ運営指針(平成27年4月厚生労働省策定)、条例、要綱及び関係法令を遵守すること。

8. 運営補助金

- (1)開所後の運営費に係る補助金は要綱に基づき、町より交付する。
補助予定額:5,416,000 円
(開所日数加算、長時間開所加算、処遇改善、家賃補助、障害児受入及び強化等の追加あり)
- (2)補助金の支払時期は、概算払いを2回(5月、12月予定)行い、年度終了後(実績報告後)に精算払いを行う。

【注意事項】

本事業に係る補助金の交付は、令和9年度予算の成立を前提とする。予算が減額又は削除

された場合は、補助額の変更または交付不可となることがある。また、当該補助金は国庫補助金を活用することから、不正や閉所等いかなる場合においても、補助金の返還及び還付加算金等が生じた場合は、その責務は事業者が負うものとする。

9. 応募方法等

(1)提出期限:令和8年10月26日(月) 正午

(2)提出方法:事前に担当へ連絡の上、提出書類を持参すること。

提出先:西原町役場 福祉部 こども課 子育て支援係 與古田

※期限までに提出がない者又は応募要件に該当しないと認められる者は参加することができません。

(3)提出書類

※提出書類の部数は8部(原本1部・副本7部)とし、A4版を原則とする。

ア 西原町放課後児童健全育成事業者選定に係る応募申込書(様式1)

イ 事業者概要書(様式2)及び添付書類

ウ 事業計画書(様式3-1・2・3・4)及び添付書類

エ 職員配置計画書(様式4)

オ 資金計画書(様式5)

カ 収支予算書(様式6-1・2)

キ 暴力団排除に関する誓約書(様式7)

ク 放課後児童健全育成事業に関する事業実績(実施している場合に提出)(様式8)

(4)応募に係る質問の受付

① 提出方法

本募集要領に関する質問は、質問書(様式9)に記入し、電子メールで提出すること。

※これ以外の方法による質問に対しては回答しない。

※メール件名を「【質問書】西原町放課後児童健全育成事業者選定」とすること。

② 提出期限

令和8年10月6日(火)

② 提出先

西原町役場 福祉部 こども課 子育て支援係

メールアドレス:kosodate@town.nishihara.okinawa.jp

(5)質問に対する回答

① 回答日時:令和8年10月9日(金)

② 回答方法:質問一覧を西原町ホームページへ掲載

10. 事業者の選定

(1) 一次審査(書類審査)

提出された書類を踏まえ、あらかじめ定めた審査基準に従って審査を行い、上位3者を二次審査の対象とする。一次審査の結果は応募者へ通知する。

実施日: 令和8年10月27日予定

(2) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査)

一次審査により選考された者に対し、放課後児童クラブの整備・運営に関してプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査基準に従い、選定審査会による審査にて、事業実施候補者を選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの概要

- ・応募者のプレゼンテーションの持ち時間は15分以内とし、質疑応答10分程度、準備撤収5分以内とする。順番は受付順とする。
- ・プレゼンテーションの内容は、提出された事業計画書をもとに行うこと。当日の内容変更及び資料の追加は認められない。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションにおいてプロジェクターやスクリーンを使用する場合は、本町で用意するため事前に担当者まで連絡すること。なお、プロジェクターに接続するパソコン等については応募者で用意すること。

実施日: 令和8年11月4日予定

実施場所: 西原町役場庁舎内

出席者: 3名以内とし、選定委員の質疑に対応可能な者が出席すること。

(4) 二次審査結果の通知・公表

審査結果については、一次審査により選考された者に対して通知するとともに、西原町ホームページにて事業実施候補者を公表する。

11. 審査基準

審査(書類審査・プレゼンテーション審査)

評価項目	評価内容
事業実施基盤	こどもや保護者が安心して支援を享受し続けることができるか、資金計画、施設及び設備内容について評価する。
理念及び育成支援	こどもの最善の利益を考慮した健全な育成と遊び、生活の支援として、学校及び地域との連携、安全対策、危機管理等を含めた育成支援内容について評価する。
人材確保・育成	こどもの育成支援の充実を図るため、職員の配置計画や資質向上について評価する。

※一次・二次審査ともに審査基準に従って点数化し、順位付けを行う。

(一次審査の評価点数は、二次審査へ持ち越さない。)

※合計得点が同点となった場合、全委員による協議の上で上位者を決定する。

12. 留意事項

(1)実施スケジュール

項 目	日 程
受付開始	令和8年9月30日(水)
質問書提出期限	令和8年10月6日(火)
応募受付期限	令和8年10月26日(月)
一次審査・通知	令和8年10月下旬
二次審査	令和8年11月4日(水)
最終選定結果の通知・公表	令和8年11月10日(火)

(2)本件の応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(3)応募者又は提出された書類が、以下のいずれかに該当する場合はその応募を失格とする。

ア 提出方法、提出先、受付期間等が本要領の定めに適合しないもの

イ 虚偽の内容が記載されているもの

ウ その他、申請等に関し不正な行為があったと町長が認めた場合

(4)提出された関係書類等に疑義がある場合又は審査に必要な範囲において、事務局より応募者へ質問又は追加資料の提出を求めることがある。

(5)本件に係る提出書類の著作権は提出者に帰属するものとし、審査に必要な範囲において

無償で複製することができるものとする。また、提出された資料は返却しない。

(6)本件に係る提出書類は、応募者の同意を得た場合を除き公表しない。ただし、情報公開の請求により西原町情報公開条例に基づき開示することがあるため、開示に支障がある部分については、応募時に書面(任意様式)にて申し出ること。

(7)審査の結果、事業実施候補者として選考され、運営事業者として確定した場合であっても、提出された提案内容どおりの施設整備及び事業運営ができないことが明らかになった場合は、当事業者の選考の取消し及び町が支出した補助金を返還させる場合がある。その場合、二次審査における次順位の者を新たに事業実施候補者とする。

13. 担当部署(提出・問い合わせ先)

西原町役場 福祉部 こども課 子育て支援係 担当:與古田

沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

T E L:098-945-5311

メール:kosodate@town.nishihara.okinawa.jp